

北名古屋衛生組合管理用カメラの設置及び運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、組合の施設に設置する施設管理等の用に供するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）の設置及び運用に関し、録画画像を個人情報として適正な取扱いを確保し、住民等の権利利益を保護するため、北名古屋衛生組合個人情報保護条例（平成31年北名古屋衛生組合条例第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合の施設 組合が設置及び管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるものを含む。）をいう。
- (2) 管理用カメラ 事故防止、犯罪防止、施設の適正管理等を目的として組合の施設に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。
- (3) 録画画像 管理用カメラにより撮影され、かつ、記録された画像のうち、当該画像から特定の個人が識別できるものをいう。

(管理用カメラの設置)

第3条 管理者は、住民等の権利利益を著しく侵害しないよう、重要な公益を図るうえでやむを得ない場合を除き、管理用カメラを設置してはならない。

- 2 管理用カメラの撮影範囲は、設置目的を達成するために必要最小限の範囲とするよう設置するものとする。
- 3 管理用カメラを設置するときは、撮影区域内の見やすい場所に管理用カメラを設置している旨を表示するものとする。
- 4 管理者は、管理用カメラにより撮影した映像を表示する装置（以下「表示装置」という。）及び記録する装置を施錠可能な場所又は原則として、職員以外の者が無断で操作するおそれのない場所に設置するものとする。
- 5 管理者は、原則として、表示装置を職員以外の者が容易に見通すことができない場所に設置するものとする。

(設置場所)

第4条 管理用カメラを設置する場所は、次のとおりとする。

- (1) 鴨田エコパーク 北名古屋市九之坪五反地80番地
- (2) 北名古屋衛生組合温水プール 北名古屋市二子名師15番地
(管理責任者)

第5条 管理者は、管理用カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理用カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、管理用カメラの取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとする。

（録画画像の取扱い）

第6条 管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 録画画像は、撮影時の原状どおり保管するものとし、編集又は加工してはならない。
- (2) 録画画像は、これを複製し、又は出力してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 録画画像を保管する場合、録画画像の盗難、滅失、き損、改ざん、漏えい等が生じないように施錠できる保管環境に保管し、録画画像の事故を防止しなければならない。
- (4) 録画画像を閲覧できる者を必要最小限とする。
- (5) 録画画像の保管期間経過後は、速やかに消去しなければならない。

（録画画像の保管期間）

第7条 録画画像の保管期間は、15日間とする。ただし、管理責任者は次の各号に掲げる場合は、保管期間を延長することができる。

- (1) 法令等に基づく要請を受けた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けた場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めた場合

（録画画像の閲覧）

第8条 録画画像又は記録媒体に記録された録画画像を閲覧する場合は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により録画画像を閲覧する場合において、次の各号に掲げる場合を除いて、特定の個人の行動を閲覧してはならない。

- (1) 録画画像から識別される個人の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく要請を受けた場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (4) 犯罪の発生又は発生する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

3 録画画像の閲覧を行った場合は、その内容を管理用カメラ録画画像閲覧記録簿（別記様式）に記録するものとする。

（録画画像の目的外利用及び外部提供の制限）

第9条 管理者は、録画画像を管理用カメラの設置目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は外部提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号のいずれかに該当する場合又は北名古屋衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

（指定管理者に管理を行わせる施設の措置）

第10条 管理者は、指定管理者に管理を行わせる施設における管理用カメラの運用管理に関する事務の全部又は一部を当該指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し十分な措置を講じさせるとともに、この要領の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により管理用カメラの運用管理に関する全部又は一部を指定管理者に行わせる場合には、管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該施設を実地に調査し、又は当該管理用カメラの運用の状況に関し指定管理者に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

管理用カメラ録画画像閲覧記録簿

閲覧日時		年 月 日 時 分～ 時 分
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	画像情報の種別	録画画像・保管画像 (年 月 日 時 分～ 時 分)
	情報範囲	
	条件	
その他の特記事項		